

# 環境活動レポート

2012年度

活動期間 2012/1/1~2012/12/31



富士化学工業株式会社

エコアクション21認証・登録番号0004018

(第三版：2013年3月30日作成)

# 目次

1. 組織の概要	-----	1
2. 環境方針	-----	5
3. 環境目標と環境活動計画	-----	6
4. 環境負荷実績と環境活動実績	-----	8
(1)環境負荷実績（総合）		
(2)Co2の削減に係る活動実績とその結果・評価		
(3)廃棄物の削減に係る活動実績とその結果・評価		
(4)水資源の削減に係る活動実績とその結果・評価		
(5)化学物質の使用量・グリーン購入の推進に係る活動実績		
(6)自主目標の達成に係る活動実績とその結果・評価・次年度の取り組み		
(7) EA21全般・その他メンテナンスに係る活動実績		
(8)活動中に生じた問題点およびその是正措置（抜粋）		
5. 事故及び緊急事態の想定とその対応策	---	15
6. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	----	15
7. 代表者による全体の評価と見直しの結果	--	16
参考資料.	-----	17

# 1. 組織の概要

(1) 事業所名及び代表者氏名

富士化学工業株式会社  
代表取締役社長 鈴木 憲治

(2) 所在地

静岡県伊豆の国市中島 209

(3) 環境管理責任者・担当者の氏名と連絡先

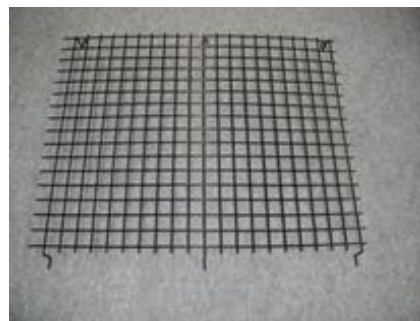
環境管理責任者 深瀬 孝一郎  
担当者 総務 堀江 ひとみ  
連絡先：0558-76-3009  
メール：info@fujikagaku.cc

(4) 事業活動の内容

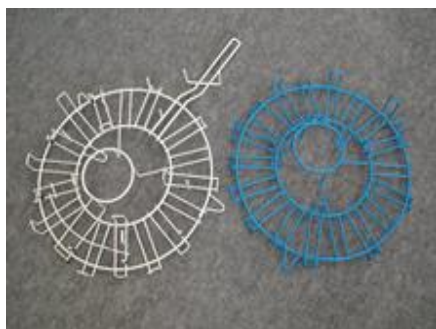
- ・エアコン部品・自動車部品等の溶接・組立事業
- ・上記部品の表面処理（PEコーティング、ステンレス電解研磨）事業
- ・医療用部品などの特殊溶接事業



エアコン用ファンガード  
(PEコーティング処理)



冷凍機用フィンガード  
(PEコーティング処理)



医療用部品  
(PEコーティング処理)



医療用部品  
(電解研磨処理)

(5) 事業の規模

	単位	2009(基準年)	2010年	2011年	2012年
生産量	T	226	322	297	290
売上高	百万円	263	313	337	351
従業員数	人(平均)	29	30	36	39
延べ床面積	m <sup>2</sup>	2,525	2,525	2,525	2,525

(6) 事業の沿革

●昭和 27 年	富士化学工業所として、特殊顔料・染料の製造をはじめ、大蔵省印刷局等へ納入
●昭和 30 年	法人化。メッキ業を加え、三菱電機静岡製作所、大東製機(株)等へ製品納入
●昭和 38 年	ドイツグリースハイム社の特許に依る金属への合成樹脂粉体塗装を開始。電気冷蔵庫の庫内製品棚の樹脂コーティングなどを手がける。その後、ルームエアコン、パッケージエアコン、冷凍機のファンカバー・フィンカバーを線材加工より表面処理までの自社内一貫作業により製造
●昭和 49 年	メッキ工場を廃止。コーティング工場に資源を集約化
●平成 13 年	メッキ技術のノウハウを活かし、ステンレスの電解研磨自動化ラインを新設
●平成 19 年	コーティングラインをリプレイス
●平成 23 年	ベトナムよりの研修生を受け入れ

## (7) 敷地概要および敷地内工場配置

◎都市計画法での用途地域指定：市街化調整区域

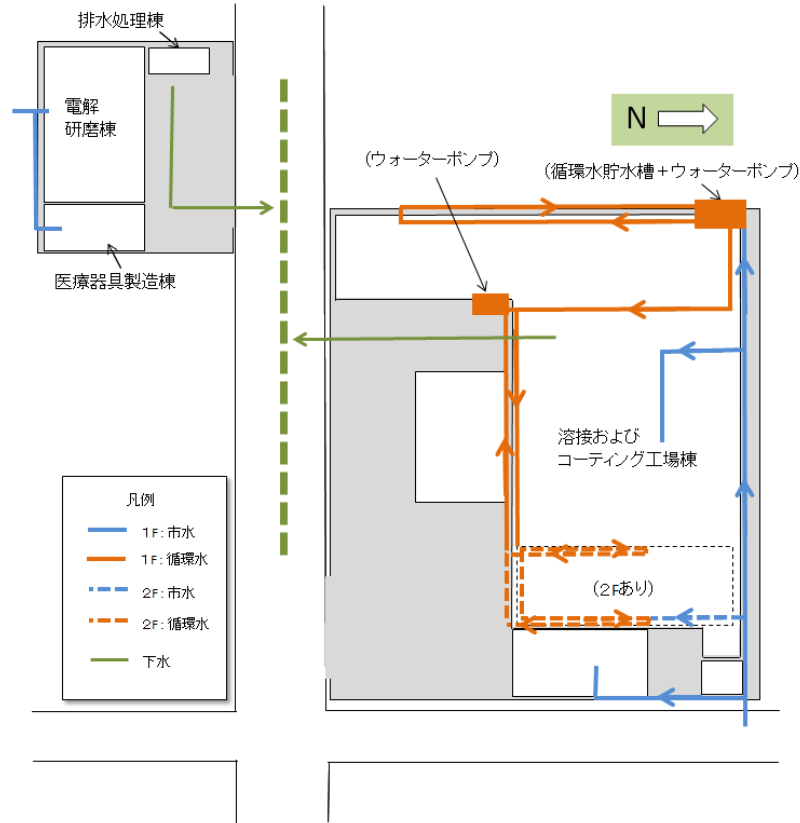
◎静岡県生活環境の保全等に関する条例での地域指定

- 騒音：第2種区域
- 振動：第1種区域の2
- 悪臭：E区域
- 水質：狩野川流域下水道
- 大気：伊豆の国市

図表 工場周辺図

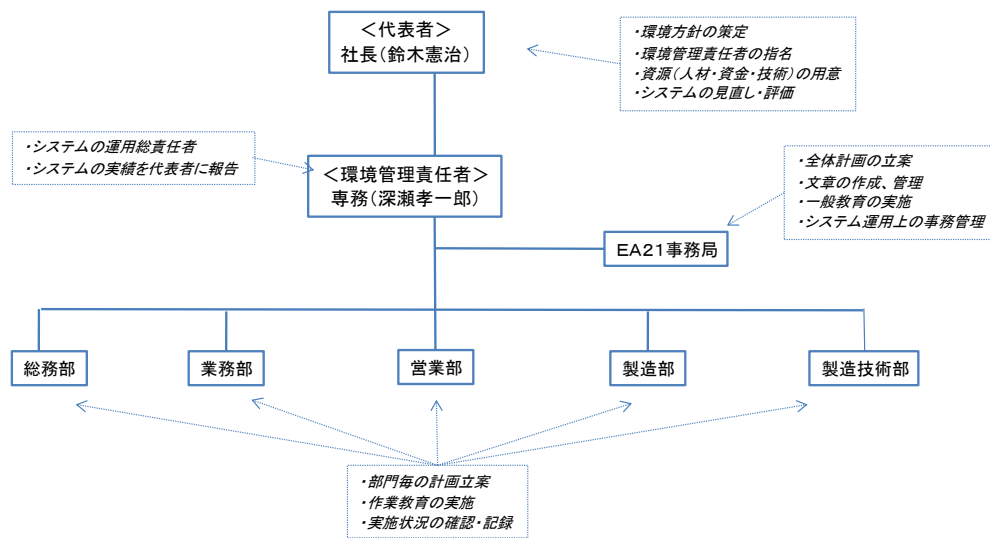


図表 敷地内工場配置図



(8) 環境活動組織と適用範囲

図表 環境活動組織図



・エコアクション適用範囲については、上記全組織および全活動内容とする。

## 2. 環境方針

### < 環境方針 >

#### ĐỊNH HƯỚNG VÀ PHƯƠNG CHÂM

当社は、社員一人一人が環境に対する問題意識を持って行動し、地球環境の保全及び地域社会への貢献を目指すべく、以下のような環境方針を定めるとともに、その実施・運用・継続的改善を行う「環境経営システムの構築」をめざします。

#### 1. CO<sub>2</sub>・廃棄物・水の削減

TIÊU GIẢM NGUỒN NƯỚC, VÀ CÁC CHẤT THẢI. TIẾT KIỆM TÀI SỬ DỤNG

- ▶ 生産活動により発生するCO<sub>2</sub>の削減、廃棄物の低減化とリサイクル化の推進および節水に努めます。

#### 2. 化学物質使用量の把握・グリーン購入の推進

HỌC HỎI, SÁNG TẠO, NẮM BẮT RÕ VỀ VIỆC SỬ DỤNG CÁT HÓA CHẤT,

- ▶ 生産活動において使用する化学物質使用量の把握およびグリーン購入の推進に努めます。

#### 3. 法令遵守 TUÂN THỦ VÀ DŨ ĐÚNG CÁC PHÁP LỆNH

- ▶ 国および地域で定められた環境関連法規制および当社が同意する各種協定等を遵守します。

#### 4. 環境に配慮した製品およびサービスの製作・提供

- ▶ 使用禁止物質を使用せず、運送等についても傷等に配慮した良品の製作・提供に努めます。

#### 5. 活動報告 BÁO CÁO CỦA SỰ HOẠT ĐỘNG

- ▶ 環境活動レポートの公表、本社周辺の清掃活動を通して、地域社会の一員として地域社会に貢献するように努めます。

#### 6. 社員教育・啓蒙活動 GIÁO DỤC XÃ VIÊN, NÂNG CAO TRÌNH ĐỘ KIẾN THỨC

- ▶ 全社員が当社の事業活動によって生じる環境負荷を把握し、その低減方法について、検討するとともに、環境保全活動に参加し、目標を定めて行動していきます。

#### 7. 不良削減 TIÊU GIẢM SẢN PHẨM KHÔNG ĐẠT TIÊU CHUẨN

- ▶ 資源の有効利用を図るため、製品の歩留まり率の向上を図ります。

#### 8. 新規事業 NHỮNG CÔNG VIỆC MỚI,

- ▶ 環境活動に基づく新たな事業を通して、社会や地域に貢献するように努めます。

制定日：2008年11月1日

改定日：2011年4月1日

富士化学工業株式会社

代表取締役 鈴木憲浩



### 3. 環境目標と環境活動計画

#### (1) 中期目標と実績

2011 年の負荷実績および環境方針に基づき、中期目標を見直した。  
(2012/1/1~2012/12/31 の実績挿入済み)

図表 中期目標と実績

削減項目	中期削減目標(基準年2011年)		2012年		2013年		2014年		
			現状把握年		施策実施年		見直し・評価年		
			・前期(2008~2011年)のデータと施策を再評価する。 ・身の回りで出来ることを積極的に推進する		・2012年度のデータを元に詳細な検討を行う ・場合によっては、投資を伴う施策を行う		・過去2年間の施策の評価を行い、有効なものをさらに積極推進する		
CO2	基準年比1%削減	実績値		目標:基準年比同水準		目標:0.5ポイント推進		目標:0.5ポイント推進	
		排出量(※1:※2)(Kg-Co2)	191,557	187,342	98%		0%		0%
		電力(MJ)	1,995,293	1,859,345	93%		0%		0%
		化石燃料(MJ)	1,718,176	1,759,474	102%		0%		0%
廃棄物	基準年比0.5%削減	実績値		目標:0.3%削減		目標:0.1ポイント推進		目標:0.1ポイント推進	
		一般廃棄物(ton)	1	0.7	70%		0%		0%
		産業廃棄物(ton)	26	0.8	3%		0%		0%
		特定廃棄管理物(ton)	0	0	0%		0%		0%
水	基準年比2%削減	実績値		目標:基準年比1%削減		目標:0.5ポイント推進		目標:0.5ポイント推進	
		上水(m3)	1,348	866	64%		0%		0%

(※1) Co2排出量の2011年度基準値は、2008年度二酸化炭素排出係数:0.418(kg-CO2/kWh)を使用  
(※2) Co2排出量の2012年度実績値は、2009年度二酸化炭素排出係数:0.425(kg-CO2/kWh)を使用

なお、環境方針に掲げる上記以外の項目、

「化学物質使用量の把握」

「グリーン購入」

「環境に配慮した製品・サービスの提供」

「不良削減」

については、特に数値目標を設定することなく、その活動のみ行うものとした。

「法令の遵守」については100%の遵守を行うものとした。

「社員への啓蒙活動・教育活動」については、生産活動の状況をみつつ、積極的に行うものとした。



(2) 2012 年度の設定目標と活動・スケジュール

中期目標に基づき、以下のような今年度（2012 年度）目標・活動を設定した。

2012年度環境目標および環境活動

作成日: 2012.04.01

環境活動	推進部署	2012年度											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0. 全体環境活動													
①全体活動	・EA21ファミリーミーティング	全部門	<実施>										<実施予定>
	・地区清掃	全部門					<実施予定>						
②啓蒙活動	・月次環境活動レポートの公表・掲示	総務					<実施中>						
1. Co2排出量の低減: 2011年比 同水準													
①LPG	・コーティング炉運用の集中・効率化を管理	製造部					<管理中>						
	・コーティング炉対策の実施状況を管理	製造部					<管理中>						
	・コーティング炉扉の熱漏えい工事	製造部					<実施予定>						
②電気	・既存設備の点検・更新	製造部・総務											
	・就業時以外の消灯の徹底	全部門					<実施中>						
	・就業時以外のコンプレッサー等の機械休止確認	製造部					<実施中>						
2. 廃棄物の低減: 2011年比 0.3%													
①梱包材の削減	・通い箱の使用による梱包材の使用削減	製造部					<実施中>						
②分別・リサイクル	・定期的清掃活動	全部門					<実施中>						
	・コピー紙裏面利用の徹底	総務・業務部					<実施中>						
③材料管理	・無駄な材料を作製しないようにする	製造部											<実施予定>
④支給物の管理	・社員教育・啓蒙活動	全部門					<全体集金・会議時などに都度啓蒙活動>						<実施中>
3. 水資源使用量の低減: 2011年比 1%													
①現状把握・分析	・配管の漏水チェック	製造部					<実施>						<実施>
②啓蒙活動	・表示を行い節水推進	全部門					<実施中>						
4. 化学物質使用量の把握													
①化学物質使用量の記録の徹底	・電解研磨排水処理における使用量を記録	製造部					<実施中>						
	・其他部署における使用量を記録	製造部					<検討>						<実施予定>
5. グリーン購入推進													
①環境に配慮した物品等の購入・使用	・適用範囲の拡大	全部門					<実施中>						
	・物品リストの作成及びリストに基づく購入	全部門					<実施中>						
	・購入品の金額ベースの把握	総務・業務部											<実施予定>
6. 自主目標の達成													
①不良率の改善に向けた活動	・製造部内の不良枚数の把握	製造部					<実施中>						
	・製造部内の生産数量を部門間で連携	製造部・業務部					<実施予定>						
	・生産数量の増減による生産工程の見直し	製造部・製造技術部					<実施中>						
②QC活動および改善提案	・生産改善提案の実施	製造部・製造技術部					<実施中>						
	・技術伝承活動	製造部					<実施中>						
③生産効率の向上	・新しい生産設備の導入	製造部・製造技術部					<実施方法検討>						<実施予定>

## 4. 環境負荷実績と環境活動実績

### (1) 環境負荷実績（総合）

下表は、2009～2011年度の平均負荷実績と2012年度の実績値について総合的にまとめたものである。

図表 過去3年間(2009～2011年度)の負荷実績と2012年度実績

		単位	2009年	2010年	2011年	2012年		
I n p u t	①エネルギー使用量	購入電力	MJ	1,713,861	1,999,029	1,995,293	1,859,345	
		化石燃料	MJ	1,300,749	1,646,273	1,718,176	1,759,474	
		新エネルギー	MJ	0	0	0	0	
		その他	MJ	0	0	0	0	
	②物質使用量	資源投入量	t	247	363	341	329	
		循環資源投入量	t	0	0	0	0	
	③水使用量	上水	m3	1,257	1,508	1,348	866	
		工業用水	m3	0	0	0	0	
		地下水	m3	0	0	0	0	
	④化学物質排出量・移動量	PRTR対象	無水クロム酸	kg	0	0	0	0
			リン酸（※1）	kg	0	525	250	375
		PRTR対象外	苛性ソーダ	kg	0	201	250	250
			硫酸第一鉄	kg	0	14	25	25
消石灰			kg	0	20	20	0	
ネオクリーナー（※1）			kg	0	60	20	0	
メタノール（※1）			kg	0	28	28	42	
ネブロス（※1）			kg	—	—	—	60	
O u t p u t	⑤温室効果ガス排出量	二酸化炭素（※2）	Kg-CO2	154,804	186,958	191,557	187,342	
	⑥総製品生産量または総製品販売量	製品生産量	t	235	322	297	290	
		環境負荷低減に資する製品	t	0	0	0	0	
		容器包装使用量	t	7	20	18	17	
		⑦廃棄物等総排出量	一般廃棄物	循環資源量	t	0.0	0.0	0.0
	中間処理量	t		14.7	21.4	0.9	0.7	
	最終処分量	t		0.0	0.0	0.0	0.0	
	産業廃棄物	循環資源量	t	0.9	0.8	26.2	21.9	
		最終処分量	t	0.0	0.0	2.7	0.8	
	⑧総排水量	公共用水域	m3	0	0	0	0	
下水道		m3	1,257	1,508	1,348	866		
BOD		g	75	101	230	143		

(※1) 購入量より算出

(※2) 2012年度の排出量は2009年度二酸化炭素排出係数:0.425(kg-CO2/kWh)を使用

## (2) Co2 の削減に係る活動実績とその結果・評価

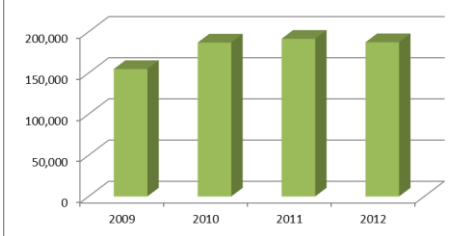
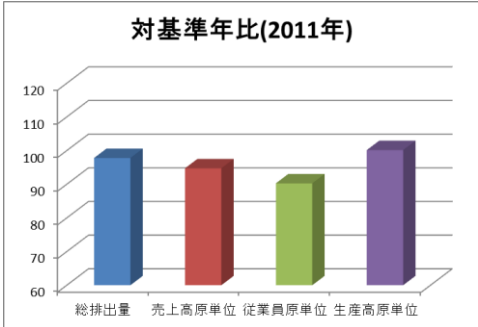
### ① 活動実績

・2009 年の EcoAction 開始当初より継続している以下の活動について、引き続き活動を行った。

- ・運用時間の集中・効率化
- ・対寒対策（防熱パネル）の通年設置 等

・上記以外に、コーティング炉の扉の修理を 2012 年 8 月に実施し、熱漏れを抑えるようにした。

### ②結果・評価活動実績

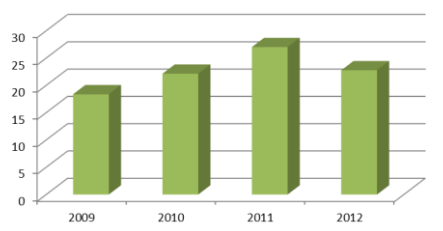
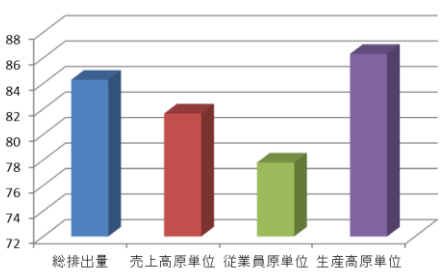
年度目標	運用期間の取組結果 (2012 年 1 月～2012 年 12 月)	評価と次年度への取り組み
基準年(2011 年)比 同量	<p style="text-align: center;"><b>Co2排出量(Kg-Co2)</b></p>  <p style="text-align: center;"><b>対基準年比(2011年)</b></p> 	<p>・総排出量は前年と比べ 4,215 kg 減少(比率も基準年比 97%)に減少した。</p> <p>・売上高原単位、従業員原単位については、いずれも対基準年の比率は 100 を下回った。</p> <p>・生産高原単位については 100 を上回る結果となった。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・総排出量につき、基準年(2011 年)比同水準という削減目標は達成された。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>次年度もこのレベルの維持に 取り組みたい。</p>

### (3) 廃棄物の削減に係る活動実績とその結果・評価

#### ① 活動実績

- ・2009年より実施している事項に加え、今年度あらたに材料管理の徹底による無駄な材料製作の抑制を実施した。現在は、材料在庫の把握の状況であるが、引き続き、次年度にその活動を引き継ぎたい。
- ・このほか、H23年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書提出済みである。

#### ② 結果・評価・次年度への取り組み

目標	運用期間の取組結果 (2012年1月～2012年12月)	評価と次年度への取り組み
基準年(2011年) 比0.3%削減	<div style="text-align: center;"> <b>廃棄物量(Ton)</b> </div>  <div style="text-align: center;"> <b>対基準年比(2011年)</b> </div> 	<p>・総排出量は、前年と比べ、4トン減少し、23トンだった。</p> <p>・基準年(2011年)に比べて総量は84%に減少した。</p> <p>他、各原単位にした指標についても、基準年を下回っており、効率よく生産ができています。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>2011年比(前年比)0.3%の目標は達成された。</b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>次年度に向け、この水準を維持できるように取り組みたい。</b></p>

### (4) 水資源の削減実績とそれに係る活動実績

#### ① 活動実績

- ・例年通り、配管の漏水チェック等を行った。
- ・2012年度の活動目標には掲載していないが、製作工程内の水洗工程を見直し、節水を行った。

② 結果・評価・次年度の取り組み

年度目標	運用期間の取組結果 (2012年1月～2012年12月)	評価と次年度の取り組み																				
基準年(2011年)比 1.0%削減	<div style="text-align: center;"> <p>水資源使用量(m<sup>3</sup>)</p> <table border="1"> <caption>水資源使用量(m<sup>3</sup>)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>使用量(m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2008</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>2009</td> <td>1300</td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>2011</td> <td>700</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>対基準年比(2011年)</p> <table border="1"> <caption>対基準年比(2011年)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対基準年比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総排出量</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>売上高原単位</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>従業員原単位</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>生産高原単位</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年	使用量(m <sup>3</sup> )	2008	1500	2009	1300	2010	1500	2011	700	項目	対基準年比(%)	総排出量	65	売上高原単位	63	従業員原単位	60	生産高原単位	66	<p>・総排出量は、866 m<sup>3</sup>となり、前年と比べ438 m<sup>3</sup> (64%)に減少した。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・基準年比の1.0%の削減目標は達成された。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>研磨の工程変更による水資源の節約が効いたと思われる。次年度も製品レベルを保ちつつ節水に取り組みたい。</p>
年	使用量(m <sup>3</sup> )																					
2008	1500																					
2009	1300																					
2010	1500																					
2011	700																					
項目	対基準年比(%)																					
総排出量	65																					
売上高原単位	63																					
従業員原単位	60																					
生産高原単位	66																					

(5) 化学物質の使用量・グリーン購入の推進に係る活動実績

① 化学物質使用量の把握に関する具体的活動実績

・前年度に引き続き、使用量の把握を行っている。P R T R対象物質は使用していない。

② グリーン購入推進に関する具体的活動実績

・購入品の金額ベースの把握を掲げたが、未達成である。

(6) 環境に配慮した製品・サービスに係る活動実績

① 活動実績

・お取引様よりの「R o H S規制およびREACH規制」に関する不使用確認およびその証明書等の取得に対応した。弊社製品内に規制物質は含まれていない。

(7) 自主目標の達成に係る活動実績とその結果・評価

① 活動実績

・2009年度よりの活動を引き続き行ったほか、製造部内の生産数量の把握に努めた。現在(2013年3月現在)は、一部の製品においては、パソコン上で工程別の在庫を確認できるようになっている。

・また、月例の社内不良品説明会においては、不良品の内容、その損害金額などが報告され、注意喚起に役立っている。



＜社内不良品説明会＞

② 結果・評価・次年度への取り組み

年度目標	運用期間の取組結果 (2012年1月～2012年12月)	評価と次年度への取り組み																				
—	<p style="text-align: center;"><b>不良品金額(千円)</b></p> <table border="1"> <caption>不良品金額(千円)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2009</td> <td>2100</td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>1200</td> </tr> <tr> <td>2011</td> <td>1400</td> </tr> <tr> <td>2012</td> <td>900</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>対基準年比(2011年)</b></p> <table border="1"> <caption>対基準年比(2011年)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対基準年比(2011年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総不良品額</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>売上高原単位</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>従業員原単位</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>生産高原単位</td> <td>61</td> </tr> </tbody> </table>	年	金額(千円)	2009	2100	2010	1200	2011	1400	2012	900	項目	対基準年比(2011年)	総不良品額	60	売上高原単位	58	従業員原単位	56	生産高原単位	61	<p>・前年に比べて、50万円ほどの減少し、75万円となった。</p> <p>・各指標とも前年に比較してその率が低くなった。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>今年度に引き続き次年度においても向け、部門間の情報共有を積極的に図り、ロスを減らしていきたい。</p>
年	金額(千円)																					
2009	2100																					
2010	1200																					
2011	1400																					
2012	900																					
項目	対基準年比(2011年)																					
総不良品額	60																					
売上高原単位	58																					
従業員原単位	56																					
生産高原単位	61																					

## (8) EA21 全般・その他メンテナンスに係る活動実績

### ① EA21 全般活動実績

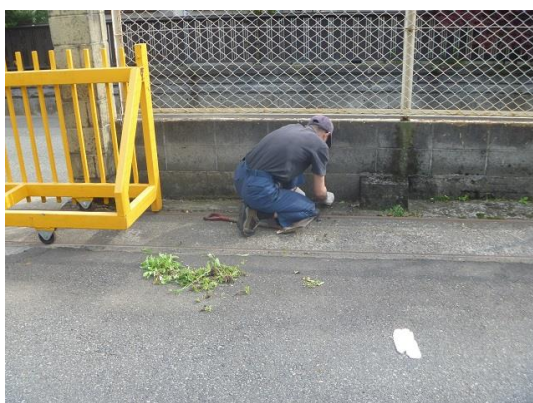
- ・2012年3月3日に外部講師を招へいし、エコアクションおよび生産効率化のためのファミリーミーティングを行った。他部署の人間とのコミュニケーションや生産とは異なる体験が得られるため、各人とも刺激を受けている。



<EA21 の社内研修(ファミリーミーティング)>

### ・地域清掃活動

- ・2012年4月14日に区内の一斉清掃があり、弊社従業員も参加した。



<地域清掃活動>

### ② メンテナンス・修理実績

その他、生産設備、工場設備の点検修理を行った。

#### ・生産設備点検

- ・動力プレス特定自主検査 150ト 45ト 12ト 10ト
- ・500KVA 自動溶接機、ほか溶接機点検・効率化工事
- ・ホイスト修理・点検
- ・コーティング装置、電解研磨装置点検整備
- ・社用車、フォークリフト整備点検
- ・その他、材料ラック・荷台車等を作成・購入



<新規材料ラック>


<コーティング濾布張替>

• 工場設備

- 食堂2F窓転倒落下防護パイプ取付け
- 消防用設備点検、消火器交換
- 本社工場外壁カバーメタル工事、工場西側官地コンクリート舗装工事

(9) 活動中に生じた問題点およびその是正措置 (抜粋)

図表 問題点および是正措置

提案者	社長	提案年月日	2012/3/15
改善点・改善事項			
2F食堂の東側窓は腰高が低いうえ手すりがついていない。転落の危険がある。			
↓			
改善期日			
2012年4月までに実施			
↓			
改善担当者			
責任者) 深瀬専務			
↓			
結果			
(2012/4) 本間工務店に発注。施工完了。			
			
代表者	責任者	作成者	



## 5. 事故及び緊急事態の想定と対応策

2012年度は12月25日15:00～、就業中の大地震を想定した緊急避難訓練を実施し、マニュアル通りの手順で避難訓練が完了した。

詳細の実施項目は以下のとおり。

- 就業時間中に緊急放送試験
- 所定のルートによる駐車場への全員避難
- 部門別点呼確認
- 電源の遮断



<避難訓練>

## 6. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

### (1) 環境関連法規等の遵守状況

各種法令遵守については問題なし。(別紙参照)

### (2) 訴訟・苦情などの有無

関係機関からの指摘、近隣住民をはじめとする利害関係者からの訴訟等は、過去5年間なし。苦情等の受付もなし。

### (3) お取引様からの要求規制 (Rohs・REACH規制)

弊社購入の材料および部品についての使用物質を確認し、規制対象物質の不使用を確認済み。

図表 訴訟・苦情等(外部とのコミュニケーション)結果

No	年月日	受付者	申し出入	内容	内容詳細記録
例)	2010.1.5	環境管理責任者	佐藤さん	西側草の手入れ	記録1を参照のこと
	2008年度受付なし				
	2009年度受付なし				
	2010年度受付なし				
	2011年度受付なし				
	2012年度受付なし				

## 7. 代表者による全体の評価と見直しの結果

### (1) 総合評価

Co2、廃棄物、水の節約を実現するためには、無駄なく生産を行い、少しでも不良品をなくすことが重要である。2009年よりエコアクション活動を始めて4年目となり、社員にその考え方が浸透したと思われる。

機械のメンテナンスを定期的に行い、高い生産性を維持することや、工程の見直しなどが常に行われており、社員の自主的な動きが高く評価できる。

### (2) 今後の展望

現在、進めている部門内の情報化を進めることにより、リアルタイムに部品在庫が確認可能となり、無駄な部品在庫の製作や重複した部品購入を抑制できる。平成25年度はこの情報化を優先順位第一位として進めていきたい。

2013年3月29日

富士化学工業株式会社

代表取締役 鈴木憲浩

以上



## 参考資料)

### (1) 法令順守状況確認表

規制概要	規制詳細	該当施設・設備など	遵法評価
<b>1. 化普法 (PRTR法)</b>			
<b>PRTR対象条件</b>			
第1種指定化学物質等取扱事業者で以下の①②③に全て適合した場合 ① PRTR対象業種 ② 常用雇用者数 21名以上 ③ いずれかの第1種指定化学物質又は第1種指定化学物質含有製品を年間1トン(特定第1種は0.5トン)以上使用する(又は取扱う)者等			第1種指定化学物質無水クロム酸及び、含有製品(ネブロス)を使用しているが使用量は規定未満。 →該当せず →2012.04.01確認済 確認者:環境管理責任者
<b>PRTR対象物質</b>			
排出量等の把握及び届出 ④ 第1種指定化学物質の排出量及び移動量を把握 ⑤ 毎年度、事業所毎に、前年度の第1種指定化学物質の排出量及び移動量を県知事經由事業所管大臣に届出			PRTR法対象条件に不該当のため届出の必要なし。現時点で、無水クロム酸の常用はなし。 →2012.04.01確認済 確認者:環境管理責任者
<b>MSDSの提供(対象条件)</b>			
「第一種指定化学物質」及び「第二種指定化学物質」を取扱う事業者は、事業者規模(常用雇用者数)、年間取扱量に関わらず、全ての業種が対象			対象物質のMSDSを各作業場および事務所にて保管。 →2012.04.01確認済 確認者:環境管理責任者
<b>MSDSの提供(対象物質)</b>			
MSDSの提供 ① 第1 & 2種指定化学物質を譲渡又は提供する際は、当該物質を提供する毎にMSDSを提供			対象物質の譲渡・提供はなし。 →該当せず

規制概要	規制詳細	該当施設・設備など	違反評価
<b>2. 労働安全衛生法</b>			
<b>安全衛生管理体制</b>			
<b>&lt; 該当施設等 &gt; 乾燥設備</b>			
乾燥設備作業主任者(有資格者)の選任			コーティング炉が乾燥設備に該当。 受講資格該当者が2009.07に受講。 →有資格者を乾燥設備作業主任者として選任済み。
<b>&lt; 該当設備条件 &gt;</b> ・乾燥設備(熱源を用いて火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。)のうち、危険物等(労働安全衛生法施行令別表第1に掲げる危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう。)に係る設備で、内容積が1m <sup>3</sup> 以上のもの ・上記の乾燥設備以外の乾燥設備で、熱源として燃料又は電力を使用するもので、その最大消費量又は定格消費電力が固体燃料を使用するもので、最大消費量が毎時10kg以上、液体燃料を使用するもので、最大消費量が毎時10L以上、気体燃料を使用するもので、最大消費量が毎時1m <sup>3</sup> 以上、電力を使用するもので、定格消費電力が10kw以上。 <b>&lt; 受講資格条件 &gt;</b> ・乾燥設備の取扱作業に5年以上従事した者で18歳以上。 ・大学又は高等専門学校で理科系卒業者で、乾燥設備の設計・製作検査・取扱作業1年以上の実務経験者で18歳以上。(卒業証明書が必要) ・高校の理科系卒業者で、乾燥設備の設計・製作検査・取扱作業に2年以上の実務経験者で18歳以上。(卒業証明書が必要)			
<b>労働者に対する措置</b>			
<b>&lt; 対象物質 &gt;</b>		リン酸、硫酸、硝酸、苛性ソーダ、中和防錆剤、塩酸、硫酸第一鉄、消石灰、無水クロム酸、メタノール、ネプロス	
① 対象物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、次に掲げるものを表示しなければならない ・表示項目 > 名称、成分、人体に及ぼす作用、貯蔵及び取扱い上の注意 > 安定性及び反応性、表示者の氏名 ② MSDSの周知(作業場所への掲示又は備え付け) ③ 作業環境の確保 ④ 健康診断の実施			① 譲渡・提供なし→該当せず ② 作業者へのMSDSの説明及び対象物質の保管場所、事務所にてMSDSを保管 ③ 確保済み ④ 2012.11健康診断を実施 →詳細確認済 確認者: 環境管理責任者
<b>有機溶剤中毒予防規則(有機溶剤業務)</b>			
<b>有機溶剤業務とは?</b>			
<b>&lt; 労働安全衛生法施行令第6条 22 &gt;</b> 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第6の2に掲げる有機溶剤(当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有するものを含む。第21条第10号及び第22条第1項第6号において同じ。)を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業 <b>&lt; 厚生労働省令で定めるものに係る作業 &gt; (適用の除外業務)</b> 第19条 令第6条第22号の厚生労働省令で定める業務は、有機溶剤業務(第1条第1項第6号 ルに掲げる業務を除く。)のうち、次に掲げる業務以外の業務とする。 1 第2条第1項の場合における同項の業務(有機溶剤等の許容消費量) 2 第3条第1項の場合における同項の業務(有機溶剤等の許容消費量)			第2種有機溶剤であるメタノールを使用。 (2012年使用量: 28kg) (消費量: 14.6g/h) 許容量計算により、許容消費量内のため、有機則適用せず。 計算方法: $W = (2 \div 5) \times A$ $W = \text{許容消費量} / \text{h} (\text{g})$ $A: \text{作業場体積}$ $W = 19 \text{g/h}$ 適用外だが、現場責任者を設置。 通常の健康診断は、2012年11月に実施。 →2012.03.01 年間使用量、有機則適用外である旨確認済 確認者: 環境管理責任者
① 有機溶剤作業主任者の選任 ② 作業環境測定の実施 ③ 特殊健康診断の実施			

規制概要	規制詳細	該当施設・設備など	遵法評価
<b>3. 毒物及び劇物取締法</b>			
<b>毒物及び劇物</b>			
<b>&lt;該当物質&gt;</b>	リン酸、硫酸、硝酸、苛性ソーダ、中和防錆剤、塩酸、硫酸第一鉄、消石灰、メタノール、ネブロス		
登録・届出 ① 販売業者は一般販売業等を、営業所毎・品目毎に知事に登録 ② 毒物劇物取扱責任者を選任し、知事に届出			毒劇物の販売なし→該当せず
業務上取扱者 ① 鍵をかける、柵を設ける等、盗難防止の措置 ② 飛散、漏れ、流れ出し等、地下への浸透を防止する措置 ③ 誤飲防止のために通常飲食物に用いる容器の使用禁止 ④ 容器に「医薬用外毒物(赤地に白文字)」、「医薬用外劇物(白地に赤文字)」の表示 ⑤ 貯蔵場所に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示			毒劇物保管場所については、専用倉庫にて施錠をし保管。ネブロス・メタノールについては作業場(鍵の設備あり)にて保管。 →2012.04.01保管状況確認済確認者:環境管理責任者
製造及び販売業者 ① 業務上取扱者の規制適用 ② 販売又は授与する際は、一定の事項を記録に残すこと(譲渡書類、押印等が重要) ③ 貯蔵設備 ・ 毒劇物とその他のものを区別して貯蔵 ・ タンク、ドラム缶等は毒劇物が飛散、漏れ、染み出す恐れのないこと ・ 貯蔵する場所に鍵をかけられること ・ 鍵をかけられない時は周囲に堅固な柵を設けること ④ 陳列する場所に鍵をかけられること ⑤ 運搬用具は飛散、漏れ、染み出す恐れがないこと ⑥ 販売又は授与する際はMSDSを交付すること			製造及び販売は行っておらず、不該当。各物質のMSDSについては、製造業者または販売業者より受取り、事務所及び保管場所にて保管。 →2012.04.01保管確認済確認者:環境管理責任者

規制概要	規制詳細	該当施設・設備など	遵法評価
<b>4. 消防法、市町村条例</b>			
<b>危険物</b>			
<b>&lt; 該当物質 &gt;</b>	(第1類)無水クロム酸 (第4類アルコール)メタノール (第6類)硝酸		
<b>指定数量以上の危険物</b>			
① 貯蔵所以外の場所に貯蔵してはならない ② 製造所、貯蔵所又は取扱所以外の場所では取り扱ってはならない ③ 製造所、貯蔵所又は取扱所毎に、区分に応じ、市町村長等の設置計画(位置、構造又は設備の変更も同じ)の許可と完成検査必要 ④ 貯蔵又は取扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更するときは、変更の10日前までに市町村長等に届出 ⑤ 製造所、貯蔵所又は取扱所においては、危険物取扱者以外のものは、危険物取扱者が立ち会わなければ危険物を取り扱ってはならない	<指定数量> 無水クロム酸:1000kg メタノール:400L 硝酸:300kg →指定数量以上の危険物貯蔵及び取扱いがないため、届出不要。 →2012.04.01貯蔵量確認済確認者:環境管理責任者		
<b>指定数量以下の危険物</b>			
① 指定数量の1/5以上、指定数量未満を貯蔵・取扱う場合は、消防署長に届出			指定数量の1/5以上の危険物貯蔵及び取扱いがないため、届出不要。 →該当せず。 →2012.04.01貯蔵量確認済確認者:環境管理責任者
<b>第1種販売取扱所(指定数量の15倍以下のもの)(1石:2,400L、2石:2,000L)</b>			
第1種販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準(第18条)			
① 第1種販売取扱所は、建築物の1階に設置すること。 ② 第1種販売取扱所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に第1種販売取扱所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。 ③ 建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分は、壁を準耐火構造(建築基準法第2条第7号の2の準耐火構造をいい、耐火構造以外のものにあつては、不燃材料で造られたものに限る。)とすること。ただし、第1種販売取扱所の用に供する部分とその他の部分との隔壁は、耐火構造としなければならない。 ④ 建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分は、はりを不燃材料で造るとともに、天井を設ける場合にあっては、これを不燃材料で造ること。 ⑤ 建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分は、上階がある場合にあっては上階の床を耐火構造とし、上階のない場合にあっては屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。 ⑥ 建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分の窓及び出入口には、防火設備を設けること。 ⑦ 建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。 ⑧ 建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分の電気設備は、第9条第1項第17号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。 ⑨ 危険物を配合する室は、次によること。 イ) 床面積は、6㎡以上10㎡以下であること。 ロ) 壁で区画すること。 ハ) 床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。 ニ) 出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。 ホ) 出入口のしきいの高さは、床面から0.1m以上とすること。 ヘ) 内部に滞留した可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋根上に排出する設備を設けること。	消防法における指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いがないため、これに該当せず。LPGについては、危険物に当たらないが、消防活動阻害物質に該当。管轄の消防署署長への届出は必要。  →届出済(次項目) →2012.04.01貯蔵量確認済確認者:環境管理責任者		
<b>消防活動阻害物質</b>			
<b>&lt; 該当物質 &gt;</b>	液化石油ガス(LPG)、		
該当施設の届出:所轄消防所長に届出			2007.10.2LPGの貯蔵・取扱いの旨、届出済み →2012.04.01届出書確認済確認:環境管理責任者
<b>指定可燃物</b>			
<b>&lt; 該当物質 &gt;</b>	粉体塗料(PEパウダー)		
所轄消防所長に届出(指定可燃物貯蔵取扱届出書)			要届出指定量:3000kg  →常時貯蔵していないため、該当せず 2012.4.1確認済確認者:環境管理責任者

規制概要	規制詳細	該当施設・設備など	違法評価
<b>5. 廃棄物処理法・静岡県産業廃棄物の適正処理に関する条例</b>			
<b>&lt;産業廃棄物&gt;</b>	① 汚泥 ② 廃油 ③ 廃酸 ④ 廃アルカリ ⑤ 廃プラスチック類	⑥ 金属くず ⑦ 紙くず ⑧ 木くず ⑨ 繊維くず	
収集、運搬又は処分を業とする者は、「業」の許可が必要 ① 一般廃棄物 ・ 管轄する市町村長の許可、1年ごとの更新 ② 産業廃棄物 ・ 県知事、保健所設置市又は政令市は市長の許可、5年ごとの更新			収集及び運搬は自社での取扱いなし。産廃専門業者への委託。→該当せず
産業廃棄物保管基準 ① 保管場所に60cm×60cm以上の掲示板の設置 ・ 単純保管、積替え保管、処分保管か ・ 廃棄物の種類 ・ 管理者の名称と連絡先 ・ 最大積み上げ高さ ・ 保管可能量 ② 保管場所周囲の囲いと飛散・流出・地下浸透の防止			該当項目の基準どおりに設置済み →2011.4.1確認済み 確認者 環境管理責任者
産業廃棄物委託基準 ① 委託先の許可確認 ② 委託契約の締結 ③ 契約書の5年間保管			委託業者の委託許可書証及び当社との委託契約書の確認。 (別紙「廃棄物処理業者契約書内容」参照) →2011.04.01確認済み 確認者:環境管理責任者
産業廃棄物管理票 ① マニフェストの交付 ② 回収・照合(発行後、B2・D票 90日、E票 180日以内) ③ 期限までに返送されない場合の措置と知事への報告 ④ 5年間保管 ⑤ 交付状況報告(前年度分、6月30日まで)			①～④ マニフェスト確認済み 2011.12.01 確認者:環境管理責任者 ⑤交付報告済み →2011.07.20交付報告書確認済み 確認者:環境管理責任者
産業廃棄物管理責任者の選任 (事業者が自らその任にあたる場合は不要)			環境管理責任者(事業者)が該当
実地の確認 ① 委託業者の運搬または処分が行われる施設の実地確認とその記録の保管(5年間)			2010.02段ボールリサイクル業者視察 視察先:川嶋商店 視察者:環境管理責任者
産業廃棄物管理票に関する報告書の提出 事業所毎に毎年6月30日までに前年度の交付状況を知事に報告			2011.07.20 交付報告済み →2011.12.01交付報告書確認済み 確認者:環境管理責任者
<b>産業廃棄物処理施設(該当施設:廃酸・廃アルカリの中和施設)</b>			
<b>&lt;該当施設&gt;</b>	廃酸・廃アルカリの中和施設 (条件) 50m <sup>3</sup> /日を超えるもの		
特定施設の届出:知事への設置許可申請			当施設における処理量が指定量を超えないため、該当せず。 (2009年度実績) 86m <sup>3</sup> /年 →2011.04.01確認済み 確認者:環境管理責任者
施設の維持管理:産業廃棄物処理責任者、技術管理者の任命			上記に同じく該当せず。ただし現場担当者を設置済み。
<b>その他</b>			
焼却の禁止(廃棄物処理基準に従う場合は除く)			産業廃棄物の焼却処分は実施なし。 一般廃棄物については、当社敷地内焼却施設において週1回実施。 →2011.12.1焼却歴なし、確認済み 確認者:環境管理責任者

規制概要	規制詳細	該当施設・設備など	遵法評価
<b>6. PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法</b> (PCBは廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物としても規制されている)			
<該当施設>	高圧コンデンサー		
<b>事業者の責務</b> 事業者は、PCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理する			PCB廃棄物をキュービクル上に保管、管理中。 2005.6.30早期登録済み →現在処理順番待ち 2012.04.01早期登録証確認済 確認者：環境管理責任者
<b>事業者の義務</b> ① 保管の届出 ・ 事業者は、毎年度6月30日までに前年度における[PCB廃棄物の保管及び処分状況]を知事(又は政令市長)に届出 ・ 事業者は、保管する事業所に変更があった場合は、15日以内に知事に届出 ② 期間内の処分：事業者は2016.7.15までに、PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託する ③ 譲渡及び譲り受けの制限 ④ 継承：相続、合併又は分割のあったときは、30日以内日時に届出			2012.5.25保管および処分状況届出済み。 上記に同じ。現在処分待ち。 →2012.12.01届出書確認済。 確認者：環境管理責任者
規制概要	規制詳細	該当施設・設備など	遵法評価
<b>7. 騒音規制法・静岡県生活環境の保全に関する条例</b> 注：静岡県条例では指定地域を規定していないので、すべての地域が適用となる			
<該当施設等>	①液圧プレス 4台 ②機械プレス 2台 ③ワイヤーフォーミングマシン 1台 ④切断砥石 2台 ⑤直線切断機 4台 ⑥旋盤 1台 ⑦フライス盤 1台 ⑧ボール盤 1台 ⑨コンプレッサー 3台		
<b>特定施設の届出</b> ① 設置・変更工事開始の30日前までに市町村長へ届出 ② 変更・廃止の場合は、30以内に市町村長へ届出 ③ 県条例に基づく騒音に係る特定施設も同様に適用されるが、法律に基づく特定施設があり、届出している場合は、県条例に基づく特定施設の届出は不要。			2009.05.07騒音に係る指定施設として届出済み ・使用開始時刻：8:00 ・使用終了時刻：17:00 →2012.0401届出内容確認済 確認者：環境管理責任者
<b>規制基準(dB)(特定地域内の特定施設を設置する工場または事業所の騒音)</b> 昼間 朝・夕 夜間 第1種区域 50 45 40 第2種区域 55 50 45 第3種区域 65 60 55 第4種区域 70 65 60 <b>規制基準(dB)(特定建設作業に伴う騒音)</b> 一号区域 二号区域 基準値 境界線で85以下 時間帯 AM7～PM8 AM6～PM10 時間 10hr以下 14hr以下 期間 連続6日以下 日曜・休日 禁止			



規制概要	規制詳細	該当施設・設備など	遵法評価
<b>8. 振動規制法・静岡県生活環境の保全に関する条例</b>			
注:静岡県条例では指定地域を規定していないので、すべての地域が適用となる			
<b>&lt;該当施設等&gt;</b>			
①液圧プレス 4台 ②機械プレス 2台 ③ワイヤーフォーミングマシン 1台 ④切断砥石 2台 ⑤直線切断機 4台 ⑥コンプレッサー 3台			
特定施設の届出 ① 設置・変更工事開始の30日前までに市町村長へ届出 ② 変更・廃止の場合は、30以内に市町村長へ届出			2009.05.07振動に係る指定指定施設として届出済み ・使用開始時刻:8:00 ・使用終了時刻:17:00  →2012.04.01届出内容確認済 確認者:環境管理責任者
規制基準(dB)(特定地域内の特定施設を設置する工場または事業所の振動) 昼間 夜間 AM8~PM6 PM8~AM8 第1種区域 60 55 第2種区域 65 55 第3種区域 70 60 第4種区域 70 65  規制基準(dB)(特定建設作業に伴う騒音振動) 一号区域 二号区域 基準値 境界線で75以下 時間帯 AM7~PM7 AM6~PM10 時間 10hr以下 14hr以下 期間 連続6日以下 日曜・休日 禁止			
<b>9. 大気汚染防止法</b>			
<b>ばい煙発生施設</b>			
<b>&lt;該当施設&gt;</b>			
乾燥炉(コーティング炉)、廃棄物焼却炉			
乾燥炉(ばい煙発生施設) 火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上 廃棄物焼却炉(ガス化燃焼炉) 火格子面積が2平方メートル以上か、又は燃焼能力が1時間当たり200kg以上			<乾燥炉> 燃焼能力:重油換算 →32.2L/h →ばい煙発生施設には不該当。特定施設の届出不要。  <廃棄物焼却炉> 火格子面積:0.29㎡ 燃焼能力:15kg/h →ばい煙発生施設に該当せず。届出不要。 →2012.04.01現行、上記と相違ないことを確認。 確認者:環境管理責任者
特定施設の届出 ① 設置および構造の変更時は、60日以前に県知事に届出 ② 届出受理後60日以内の設置等禁止			
排出基準			上記2つの施設共にばい煙発生施設に該当せず。排出基準に満たないと判断。 なお、焼却炉においては、規制物質であるダイオキシン対応型焼却炉を使用。

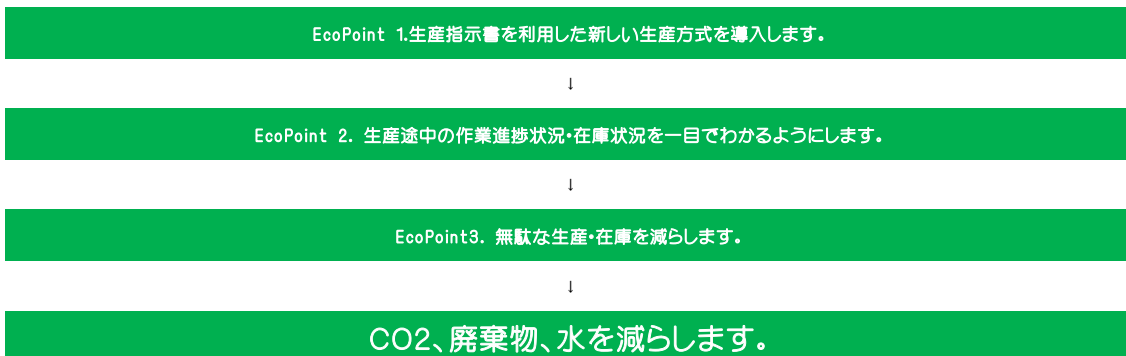
規制概要	規制詳細	該当施設・設備など	遵法評価
<b>10. 下水道法、伊豆の国市下水道条例</b>			
<b>特定施設 (該当施設: 酸又はアルカリによる表面処理装置(電解脱脂・研磨装置))</b>			
特定施設の届出: 使用開始の時期を下水道管理者に届出 排出基準 ① pH 5~9 ② BOD 600mg/L未満(5日間) ③ SS 600mg/L未満 ④ N-ヘキサン抽出物質 鉱油-5mg/L以下、動植物油脂-30mg/L以下 ⑤ 窒素含有量 240mg/L未満 ⑥ リン含有量 32mg/L未満 ⑦ アンモニア性窒素等 380mg/L未満			2000.11.01汚水に係る指定施設として届出済み →2012.04.01届出書確認済 確認者: 環境管理責任者
汚染状況の測定 ① 温度・pH 1回/1日以上 ② BOD 1回/14日以上 ③ その他の項目 1回/7日以上			①温度・phについては、施設稼働日に測定を徹底(電解研磨作業日報に記録) ②③水質検査年3回定期測定済み(BOD値等) (2010年度 実地日) 第1回 2012.02.09 第2回 2012.06.17 第3回 2012.10.06 →2012. 測定内容確認済み。①②ともに規定値をクリア。 確認者: 環境管理責任者
測定記録の保存: 測定結果の記録は、5年間保存			2002.07.17測定以降、年3回の計量証明書あり。 2012.12.01確認済 確認者: 環境管理責任者
<b>11. グリーン購入法</b>			
<b>&lt;一般的責務&gt;</b>	物品購入等に際し、できる限り、環境物品等を選択 <a href="http://www.greenstation.net/">グリーン購入法適合商品</a>		(文房具) 事務所に一括購入。 グリーン購入法適合商品、エコマーク等の入った商品を購入。 (自動車) グリーン購入法適合車を購入し使用。(インサイト・ハイブリッド自動車)

## (2) 2013年度環境活動計画（案）

### 図表：活動計画案

2013年4月1日

#### [2013年度環境に取り組む考え方]



#### [2013年度環境目標と環境活動]

環境活動		推進部署	2013年度												
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
0. 全体環境活動															
①全体活動	・EA21ファミリーミーティング	全部門													
	・地区清掃	全部門													
	・緊急避難訓練	総務													
1. CO2排出量の低減:2011年比 0.5%削減															
2. 廃棄物の低減:2011年比 0.4%削減															
3. 水資源使用量の低減:2011年比 1.5%削減															
4. 化学物質使用量の把握															
5. グリーン購入推進															
6. 自主目標の達成															
①生産工程情報化	・新しい生産指示書の運用	製造部													
	・生産工程の見直しとデータの洗い出し	製造部・業務部													
	・新規端末の導入による効率化	製造部・製造技術部													